

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」による燃油・物価高騰対策支援制度（兵庫県下）

令和4年11月21日現在

兵協調べ

| 自治体名 | 交付対象事業の名称                            | 事業の概要  | 事業の対象  | 補助単価・補助率等   | 申請期間                    |
|------|--------------------------------------|--|--|---|-------------------------|
| 加東市  | 原油価格等高騰緊急経済対策補助金(申請期限の延長)            | 原油価格や物価の高騰に直面する事業者の事業継続を支援するため、事業者が使用した光熱費及び燃料購入費の一部を助成<br><a href="https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogonai/sangyoushinkou/bu/shokokankoka/news/11400.html">https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogonai/sangyoushinkou/bu/shokokankoka/news/11400.html</a> | 市内に事業所を有する中小企業者及び市内の農事組合法人又は集落営農組織   | 令和4年1月から令和4年12月までのうち任意の3ヶ月分の光熱費及び燃料購入費の合計額から、前年同時期分の合計額を差し引いた額を支給<br>1事業者当たりの補助上限額50万円(1回限り)                                  | 令和4年8月1日<br>～令和5年2月28日  |
| 丹波市  | 中小企業者原油価格等高騰対策補助金(第2弾)               | コロナ禍において原油価格・物価高騰の影響を受け、厳しい経営状況に直面している市内事業者の事業継続を支援するため、その事業の用に供する燃料費等の一部を補助<br><a href="https://www.city.tamba.lg.jp/site/shokoshinko/genyukakakukoutou.html">https://www.city.tamba.lg.jp/site/shokoshinko/genyukakakukoutou.html</a>                    | 市内に本社・本店が所在する中小企業及び個人事業主   | 令和4年7月から令和4年12月までの間に使用した燃料費の総額が60万円を超えた事業者に補助する<br>支給対象経費の10%(上限20万円)   | 令和4年7月13日<br>～令和5年2月28日 |
| 福崎町  | 福崎町事業者支援事業(原油価格等高騰対応分)               | コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金の高騰により、経営に深刻な影響を受けている事業者に対して補助<br><a href="http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000004152.html">http://www.town.fukusaki.hyogo.jp/0000004152.html</a>  | 町内に事業所を置く小規模事業者(運輸業:20人以下の会社及び個人)  | 燃料費(ガソリン、灯油、軽油、重油)、電気代、ガス代<br>令和4年1月1日から令和4年11月30日までのうち、任意の6ヶ月間の各使用量の合計量に下記価格を乗じた額<br>・燃料費 23円/ℓ<br>・電気代 4円/KWA<br>・ガス代 70円/㎡ | 令和4年7月11日<br>～12月26日    |
| 加西市  | 物価高騰対策事業                             | コロナ禍における原油高の影響により、増大した市内事業者の経費に対し、支援金を支給<br><a href="https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/covid/28828.html">https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/covid/28828.html</a>  | 市内に事業所を有する中小企業者  | 令和4年1月から令和4年6月の間のうち、影響の大きい任意の3カ月間を対象とし、前年同期間と比較し、増えた経費分(光熱費と燃料費)を補助する(上限30万円)   | 令和4年8月22日<br>～10月31日    |
| 宝塚市  | 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金(受付期間延長)     | 長引くコロナ禍において、原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費等の上昇に直面している市内事業者の事業継続を支援<br><a href="https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/1009616/1045051/1046513.html">https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/kanko/1009616/1045051/1046513.html</a>                                  | 宝塚市内に本店又は主たる事務所等を設置している中企法に規定する中小企業者(運輸業:常時雇用する従業員数20名以下)で、以下①～④の要件を満たす者<br>①令和3年11月から令和4年3月までの任意の1ヶ月の売上減少率が平成30年11月から令和3年3月までの同月と比べ、10%以上30%未満減少していること<br>②令和4年1月から6月までの任意の1ヶ月と、令和3年1月から6月までの同月について、原油価格等の高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できること<br>③国の事業復活支援金を一度も受給していないこと<br>④事業を継続する意思があること | 1事業者あたり、10万円  | 令和4年8月1日<br>～12月28日     |
| 神河町  | 神河町事業所燃料費等支援金                        | コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者に対し、負担の軽減を図り事業が継続できるよう支援<br><a href="http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002132.html">http://www.town.kamikawa.hyogo.jp/0000002132.html</a>  | 町内に事業所を置く法人事業者及び個人で、令和4年1月から令和4年6月までのいずれかの月で水道光熱費及び燃料費が、前年同月と比較して20%以上増加している者  | 法人 10万円<br>個人 5万円   | 令和4年12月28日まで            |
| 上郡町  | 上郡町中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金(一部改訂・支援金増額) | 原油価格や原材料価格高騰等への対策として、売上の減少した中小法人・個人事業者等の事業継続を支援<br><a href="https://www.town.kamigori.hyogo.jp/sangyo_shigoto/sangyosshinko/chushokigyotoshien/5405.html">https://www.town.kamigori.hyogo.jp/sangyo_shigoto/sangyosshinko/chushokigyotoshien/5405.html</a> | ①売上減少などの影響を受けた「ア」または「イ」のいずれかの事業者であること<br>ア、国の「事業復活支援金」を受給していること<br>イ、兵庫県の経営円滑化貸付(原油価格高騰・原材料価格高騰)を令和4年9月30日(金)までに借り受けていること<br>②令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料費高騰の影響を受けていること  | 1事業者あたり、12万円  | 令和4年9月1日<br>～11月30日     |

※ 詳細は各自治体のホームページをご確認ください

次ページあり

| 自治体名 | 交付対象事業の名称                                | 事業の概要  | 事業の対象  | 補助単価・補助率等  | 申請期間                    |
|------|--|--|--|--|-------------------------|
| 西脇市  | 西脇市中小事業者原油価格等高騰対策事業(一部改訂・補助対象期間、申請期限の延長) | 原油価格等高騰による影響を受ける中小事業者に対して、事業継続を支援するため、光熱費及び燃料費の一部を助成<br><a href="https://www.city.nishiwaki.lg.jp/jigyousyamuke/syokoukyou_kankou/syokoshinko/25718.html">https://www.city.nishiwaki.lg.jp/jigyousyamuke/syokoukyou_kankou/syokoshinko/25718.html</a>    | 市内に本社、本店又は主たる事業所を有する法人・個人の中小事業者で、令和4年1月から令和4年9月までの間の事業所で使用した光熱費(電気代、ガス代)及び燃料費(ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代)   | 令和4年1月から同年12月のうち任意の連続する3ヶ月の光熱費及び燃料費の合計額から、前年同時期の光熱費及び燃料費の合計額を差し引いた金額(5万円以上)<br><b>1事業者あたり 5万円～30万円(上限)</b>   | 令和4年9月1日<br>～令和5年2月15日  |
| 多可町  | 多可町原油価格・物価高騰対策一時支援金交付事業                  | コロナ禍や世界情勢の変化に伴う原油価格・物価高騰により、売上利益が減少している町内中小事業者に対し、事業継続を支援するため支援金を交付<br><a href="http://www.taka-cho.jp/takasienkin/r4tirashi.pdf">http://www.taka-cho.jp/takasienkin/r4tirashi.pdf</a>   | 町内に事業所を有する中小事業者で、令和4年1月～6月のいずれか1か月の売上総利益率または営業利益率が、前年同月と比べ10%以上減少していること  | <b>小規模事業者 10万円</b> (運輸業・従業員20人以下)<br><b>小規模以外の中小事業者 20万円</b>   | 令和4年8月22日<br>～11月30日    |
| 三田市  | 三田市中小企業等原油価格高騰対策補助金                      | 原油価格高騰のため、事業・経営環境の変化により影響を受けている中小企業者等に対して、事業の用に供するための燃料油代の一部を補助<br><a href="https://www.city.sanda.lg.jp/hojo_josei/19422.html">https://www.city.sanda.lg.jp/hojo_josei/19422.html</a>   | 三田市市内での事業実態があり、補助金受給後も事業の継続意思がある、中小・小規模企業者、個人事業主で、令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間の事業用燃料油代の購入総額が30万円以上あること  | 補助対象経費(対象期間の事業の用に供する機械、車両、事業家屋に係る燃料油(ガソリン、灯油、軽油、重油)代の購入総額30万円以上)<br><b>補助対象経費の合計額の10分の1(上限30万円)</b>  | 令和4年10月11日<br>～12月20日   |
| たつの市 | たつの市運送事業者等総合緊急対策支援事業補助金                  | 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格高騰による運送事業者等の事業活動に及ぼす影響の軽減を図り、事業継続を支援するため補助金を交付<br><a href="https://www.city.tatsuno.lg.jp/kankou/unsou.html">https://www.city.tatsuno.lg.jp/kankou/unsou.html</a>   | ①中小企業基本法第2条第1項各号に規程する中小企業者<br>②たつの市内に主たる事業所を有し、今後も事業を継続する意思を有する者<br>③貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物運送事業者(特定は対象外)又は自動車運転代行業を営む者  | 交付対象者が使用する事業用の自動車<br><b>1台につき 1万円(ただし、上限50万円)</b>  | 令和5年2月28日まで             |
| 川西市  | 川西市原油等高騰対策中小企業支援金                        | 原油価格等の高騰による影響を受ける中小企業者などに、燃料油(ガソリン、軽油、灯油、重油)、電力、ガスに係る経費を対象とした支援金を交付し、事業活動の継続支援を行う<br><a href="https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/syokogyo/1010183/1015953.html">https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/business/syokogyo/1010183/1015953.html</a> | 川西市内に事務所または事業所を有し、かつ、市内で事業を継続する意思を有する以下の者<br>1. 法人(中小企業基本法第2条第1項に規定する者)<br>2. 個人(税務署に開業届けを提出している者)   | * 対象経費<br>1. 燃料油<br>種別ごとに令和4年1月から8月の任意のひと月に購入した数量に、10あたり単価(価格上昇額)を乗じた金額の合計額<br><b>・ガソリン 21.7円・軽油 20.4円・灯油 20.3円・重油 17.9円</b><br>2. 電力・ガス<br>種別ごとに令和4年1月から8月の任意のひと月に購入した金額と、前年同月のひと月に購入した金額の差額の合計額<br>* 支援金額 (上記支援対象経費-3万円)×2分の1<br><b>上限:40万円 下限:5千円</b> | 令和4年11月2日<br>～12月23日    |
| 市川町  | 市川町事業用貨物自動車等維持支援金                        | 原油高騰により車両を維持する経費が増加しているため、町内で事業に使用している1,900CC以上の貨物車等自動車に支援金を支給する<br><a href="https://www.town.ichikawa.lg.jp/info/print/1515">https://www.town.ichikawa.lg.jp/info/print/1515</a>  | 市川町内の事業者で対象車両を使用して事業を行っている事業者  | * 支援金の額(1台当たり)<br><b>1,900～2,990 25,000円</b><br><b>3,000～4,990 30,000円</b><br><b>5,000～7,490 60,000円</b><br><b>7,500～9,990 130,000円</b><br><b>10,000以上 160,000円</b>  | 令和4年10月3日～<br>令和5年1月31日 |
| 洲本市  | 洲本市中小企業等原油価格等高騰対策支援一時金                   | 原油価格等の価格高騰の影響により厳しい経営状況に立たされている市内中小企業者等のエネルギー使用料の負担を軽減し、事業継続を支援する<br><a href="https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/19/20624.html">https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/19/20624.html</a>   | 市内に所在地又は住所がある会社又は個人事業者が市内事業所で事業用として使用した燃料等(ガソリン、軽油、灯油、重油、液化天然ガス、液化石油ガス、電気)のうち、令和4年4月1日から9月30日までに支払った燃料費等の支払合計額が以下の要件を満たす場合<br>1. 会社の場合 50万円以上<br>2. 個人の場合 25万円以上 | <b>1. 会社の場合 一律 10万円</b><br><b>2. 個人の場合 一律 5万円</b>  | 令和4年11月1日～<br>令和5年1月31日 |

※ 詳細は各自治体のホームページをご確認ください

次ページあり

| 自治体名 | 交付対象事業の名称                  | 事業の概要  | 事業の対象  | 補助単価・補助率等  | 申請期間                            |
|------|----------------------------|--|--|--|---------------------------------|
| 香美町  | 香美町中小企業者原油価格等高騰            | 原油高騰により影響を受けている町内の中小企業者に、経営の安定を図ることを目的として支給する<br><a href="https://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/contents/1666252043322/index.html">https://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/contents/1666252043322/index.html</a>   | 令和4年10月1日時点において事業を営んでいる町内中小事業者<br>(*支給対象経費 事業所等に係る経費として、令和4年1月1日から9月30日までの連続する任意の3か月に支払った「ガソリン代、軽油代、灯油代、重油代、電気料金及びガス料金」の合計額(消費税抜き)に3を乗じた額)   | 支給対象経費に10分の1を乗じて得た額<br>(上限 15万円)   | 令和4年<br>11月1日～<br>令和5年<br>1月31日 |
| 宍粟市  | 宍粟市事業用燃料代等価格高騰対策助成金        | 原油価格等の高騰により経費負担が増加した市内事業者に対して、事業継続を支援するため助成金を支給する<br><a href="https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangyo/machinigiwaji/tantojoho/yusi_seido/15984.html">https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/sangyo/machinigiwaji/tantojoho/yusi_seido/15984.html</a>                         | 兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金を受給した、市内に本社(本店)及び主たる事業者を有する者<br>(*補助対象経費 令和4年4月1日から9月30日までに使用した燃料費等(ガソリン、灯油、軽油、重油、ガス及び電気代)で、合計額が60万円以上)              | 助成対象経費の10分の1 (上限 30万円)   | 令和4年<br>11月10日～<br>12月28日       |
| 姫路市  | 姫路市中小企業等原油価格・物価高騰支援金       | 原油価格・物価の高騰による中小企業等の事業活動への影響を緩和し、事業継続を支援するため支援金を支給する<br><a href="https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000022091.html">https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000022091.html</a>   | 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、姫路市内に登記上の本社所在地を有する法人、市内に住民票上の住所を有する個人で、令和4年4月から8月までの任意の1か月において事業用として支払った電気、ガス、燃料油(ガソリン、軽油、重油、灯油)の支払総額が5万円以上(消費税含む)である者 | 法人 20万円<br>個人事業主 10万円  | 令和4年<br>11月10日～<br>12月9日        |
| 高砂市  | 高砂市中小事業者エネルギー価格高騰対策支援給付補助金 | 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や急激な原油価格等の高騰による影響を受けている中小事業者に対し、事業継続を支援するため補助金を給付する<br><a href="https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/3/1/8166.html">https://www.city.takasago.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/sangyoshinko/3/1/8166.html</a> | 高砂市内に主たる事務所又は事業所(本社、本店等)を置く中小事業者で、市内の事業所で使用した令和4年4月から9月のうち任意の2ヶ月の燃料費、光熱費の合計額が、前年同2ヶ月と比べて10,000円以上増加している者                                     | 法人 20万円(上限)<br>個人 10万円(上限)<br>燃料費、光熱費の増加額が上限額に満たない場合は、その増加額                      | 令和4年<br>11月1日～<br>12月31日        |
| 相生市  | 相生市地域公共交通等事業者燃料高騰対策事業      | 燃料価格の高騰により影響を大きく受ける公共交通等事業者の事業継続を支援する<br><a href="https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/r4nenryou.html">https://www.city.aioi.lg.jp/soshiki/chiikishinko/r4nenryou.html</a>   | 相生市内に営業所を有する、一般路線バス、一般貸切バス、タクシー及び一般トラック事業者   | トラック 1台につき 7,000円<br>路線バス 1台につき 7,000円<br>貸切バス 1台につき 7,000円<br>タクシー 1台につき 4,000円 | 令和5年<br>3月31日まで                 |

※ 詳細は各自治体のホームページをご確認ください